

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

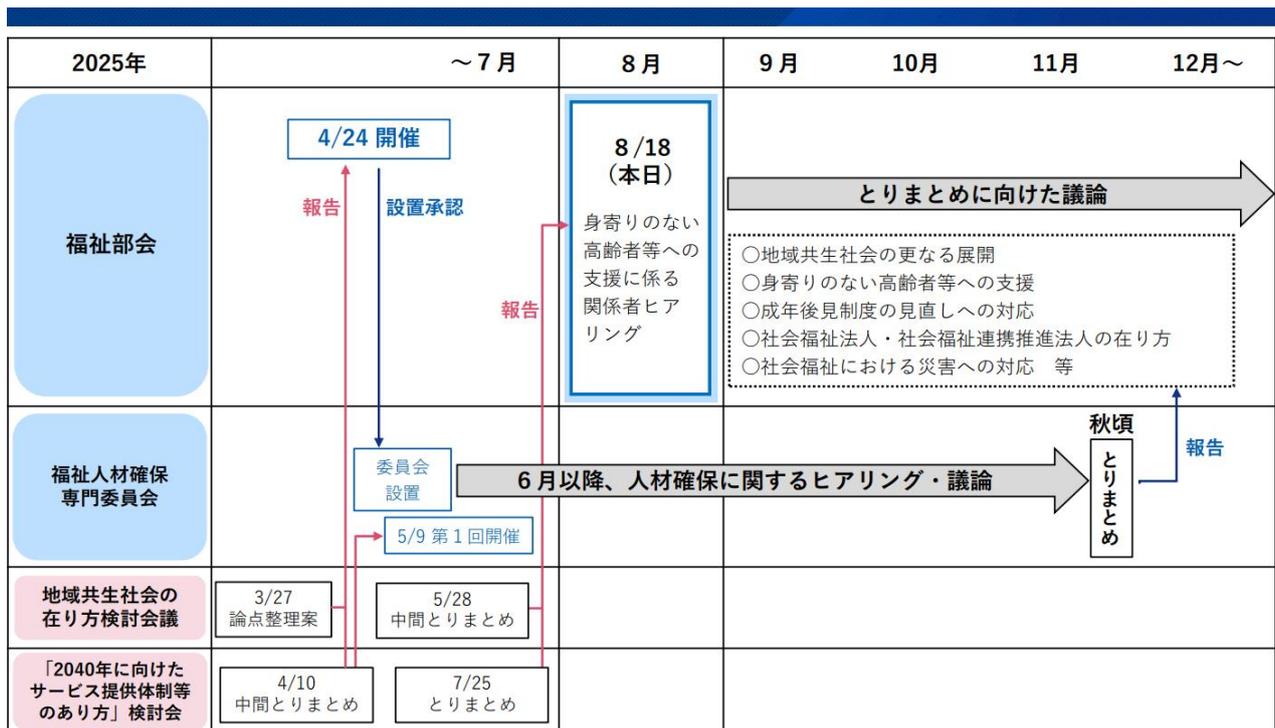
—今号の目次—

- ◆ 社会保障審議会福祉部会 報告書が公表される 1

◆ 社会保障審議会福祉部会 報告書が公表される

令和7年12月15日に開催された第32回社会保障審議会福祉部会における議論を経て、12月18日に報告書が公表されています。

この報告書は下図のとおり、「地域共生社会の在り方検討会議」や「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」などの議論も踏まえ、主に「地域共生社会の更なる展開」や「身寄りのない高齢者等への支援」を中心に議論され、取りまとめられました（下図は第28回の資料(8/18開催)より）。



※ 議論の内容に応じ、介護保険部会、障害者部会、子ども家庭審議会など、関係審議会とも連携

報告書では、主に「地域共生社会の更なる展開について」や「頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について」、「社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について」、「災害に備えた福祉的支援体制について」などに言及されています。

「社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について」では、社会福祉法人が国庫補助により取得・改修等をした施設を転用・貸付・廃止する場合の補助金の国庫変更に関する規制についても記載されていることから、該当部分の概略について、本ニュースにてご紹介します。

(全保協事務局まとめ)

社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

(基本的な考え方)

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、地域共生社会の担い手として、社会福祉法人の役割は非常に重要
- 特に、人口減少局面にある過疎地域等では、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、それぞれの法人のリソースを活用することが求められており、社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進する観点から検討する必要がある

社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

(現状と課題)

- 現行では、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった社会福祉連携推進業務が中心
- それ以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業および社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスを行うことはできないとされている
- 過疎地域等において、地域住民に必要不可欠な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を促進する方策を考えるべきとの意見が出されている

(対応の方向性)

- 一定の要件を満たす場合には、社会福祉事業等を行うことを可能とすることが必要
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合の要件として、実施する社会福祉事業等の範囲について、第二種社会福祉事業および社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスの範囲とすることが必要

既存施設の土地・建物等の有効活用について

(現状と課題)

- 現在、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある
- 一方、特に中山間地・人口減少地域において、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするため、国庫補助により取得した・改修等した施設を転用・貸付・廃止する場合の補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みが検討されている
- また、社会福祉法人が解散し、清算後に土地・建物等が残余財産として残る場合に、社会福祉法人の公共性に基づき、その帰属先が「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」に限定されている
- 現行、社会福祉事業を現に行っている地方公共団体であれば、この帰属先になり得るが、社会福祉事業を現に行っていないならば、帰属先になることができない。結果、当該土地・建物等は国庫に帰属されることになっている
- この点について、解散した社会福祉法人の施設等の帰属先などについて、必要な検討を行っていくべきとの意見が出されている

(対応の方向性)

<社会福祉法人の解散時における土地・建物等の有効活用>

- 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、社会福祉事業を行っていない地方公共団体でも、帰属後に地方公共団体自らが社会福祉事業を実施する、または、地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物等を貸し出すことによって、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けられるようにすることが必要

報告書の詳細は下記ホームページをご参照ください。

厚生労働省ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(福祉部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく**必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度**の対象として、**頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化**等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における**包括的な支援体制整備を推進するための**新たな仕組みの創設**
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割**を明確化
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがいない高齢者等**に対する「**日常生活支援**」「**円滑な入院等の手続支援**」「**死後事務の支援**」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・ 地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・ 地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・ 社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・ 包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・ 市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・ **災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・ 派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・ 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・ テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・ 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・ **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・ **介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・ 小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・ **准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**